

非常変災時における保護者等による迎えについて

- 1 正門から敷地内に入り、北舎の北側で生徒を乗車させ、体育館北側および西側を通り、西門から敷地外に出る一方通行を原則とする。(※下図参照)
- 2 学校周辺の冠水などにより西門から出られない場合は、教職員の指示に従い、北舎北側で折り返し、正門から敷地外に出る通行とする。
- 3 校内は通路が狭いので、徒歩や自転車で下校する生徒に十分注意し、学校敷地内は最徐行運転とする。
- 4 学校周辺の地域住民の方に配慮し、公道ならびに民間駐車場での停車・駐車および生徒の乗車は一切行わない。
- 5 学校周辺が冠水などの理由により、自家用車で近づけない場合は、別途連絡する。

※ 非常変災時以外の場合については、校舎敷地内への自家用車の乗入れおよび生徒の乗降は原則行わない。

